

## 第 11 回研究会（本社及び持株会社のサービスの取扱い）における主な御意見とその対処方針（案）

## 1. 研究会における御意見

No.	御意見	対処方針(案)
1	<p>○ 受取配当金のような「生産」には含まれないものでも、SNA の範囲内といった一定の線引きをした上で、「準生産物」として設定してもよいのではないか。</p> <p>○ 受取配当金については、どこかで定義する必要があるが、SNA ではサービスの対価ではないとみなしているため、生産物としては切り離して定義すべきではないか。</p> <p>→ 受取配当金については、生産物分類において何らかの形で位置付ける方向で、「J金融業、保険業」の議論も踏まえて、引き続き検討することとする。</p>	<p>○ 産業横断的な課題として、研究会において議論することとした。</p>
2	<p>(参考)第 11 回研究会における論点(抜粋)</p> <p>○ <b>フランチャイズと持株会社の区分、商標(ブランド)使用料の取扱い</b>        今回の設定案では、フランチャイズ本部のサービスと持株会社のグループ運営サービスに用途の違いはないと考えており、それぞれ別の生産物としていない。        また、ロイヤリティ収入や商標(ブランド)使用料については、持株会社では、その他のものを含めて、グループ運営収入として一括して計上されるケースがある。一方、これまでの生産物分類の検討では、商標権(ブランド)使用料は、「産業財産権の使用許諾サービス」に含まれるものと整理しており、現時点の案では重複が生じている。        フランチャイズ本部と持株会社のサービスを区分すべきか。また、商標権(ブランド)使用料の取扱いをどう考えるか。</p> <p>(研究会における御意見)</p> <p>○ 持株会社のグループ運営サービスとフランチャイズ本部のサ</p>	<p>○ フランチャイズチェーンの本部は、多くの場合、持株会社とは別の子会社等がその業務を行っているため、基本的には、持株会社のサービスとフランチャイズ本部のサービスは区分可能と考えられる。</p> <p>○ また、一部のフランチャイズチェーン本部は、事業持株会社が直接運営しているケースがあるが、このような事業持株会社に対して、子会社から得る経営指導料等とフランチャイズチェーンの加盟店から得るロイヤリティ収入等を経理上区分しているかについて確認したところ、複数の事業持株会社から区分可能との回答を得た。</p> <p>○ フランチャイズチェーン本部は、加盟店に対する商標使用、本</p>

No.	御意見	対処方針(案)
	<p>サービスは、別の生産物としてもよいのではないか。</p> <p>○ フランチャイズ本部が提供するサービスは、加盟店との間のサービスであり、持株会社が提供するサービスとは異なると思われる、フランチャイズ本部と持株会社のサービスは区分すべきである。</p> <p>→ 引き続きヒアリング等により情報収集し、可能であれば、フランチャイズサービスを産業間で統一的に把握できるような分類とする方向で検討することとする。</p>	<p>部が開発した商品やサービス、情報、ノウハウを利用する権利の付与及び継続的な経営指導等のサービスの対価として、加盟店からロイヤルティ収入を得る。</p> <p>加盟店が支払うロイヤルティは、一般的に、総売上高に一定の率を乗じて算出されるため、商標使用に係る部分とそれ以外を区分することはできない。</p> <p>○ CPA及びCPCでは、知的財産関連の生産物として「商標及びフランチャイズの使用許諾サービス」を設定しており、商標権の使用許諾とフランチャイズの運営に係るサービスを同じ生産物として設定している。</p> <p>○ 以上を踏まえ、持株会社のグループ運営サービスとフランチャイズ本部のサービスは、別の生産物として設定する。</p> <p>また、商標の使用許諾サービスとフランチャイズチェーンの運営サービスは、国際分類を参考に同じ生産物として設定する。</p> <p>具体的には、以下のとおり設定する。</p> <p>(統)持株会社によるグループ運営サービス (最)持株会社によるグループ運営サービス</p> <p>(統)商標の使用許諾及びフランチャイズ運営サービス (最)商標の使用許諾及びフランチャイズ運営サービス</p>